

## ○学校法人福岡大学職員の懲戒に関する規程

平成15年3月31日

制定

平成15年4月1日施行

### (趣旨)

第1条 この規程は、学校法人福岡大学が定める就業規則(学校法人福岡大学アルバイト職員就業規則を除く。)の規定に基づき、職員の懲戒について定める。

### (実施期日及び記録)

第2条 職員に第4条から第8条までに定める事跡があったときは、学長の諮問を受けた学校法人福岡大学懲戒委員会(以下「懲戒委員会」という。)は懲戒の是非及び程度を審議し、その結果を学長に答申しなければならない。

- 2 前項の答申を受けた学長は、大学協議会に諮り、同協議会で懲戒を決定する。ただし、懲戒解雇に処する場合は、さらに理事会の決議を要する。
- 3 懲戒の実施期日は、懲戒委員会及び大学協議会の議を経て学長が決定するものとし、その内容は人事事項として記録する。

### (種類)

第3条 懲戒の種類は、戒告、減給、出勤停止、解任、降格、諭旨解雇及び懲戒解雇とし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 戒告は、始末書を取り将来を戒める。
- (2) 減給は、始末書を取り給与を減額し将来を戒める。減額する額は、1回につき学校法人福岡大学給与規程に定める給与日額(以下「給与日額」という。)の2分の1以内とし、同一月内で2回以上適用する場合における合計額は同規程に定める月額給与の10分の1を超えないものとする。
- (3) 出勤停止は、始末書を取り180日を限度に出勤を停止し将来を戒める。出勤停止の期間は無給とする。無給とする額は、給与日額に出勤停止日数を乗じた額とする。
- (4) 解任は、始末書を取り現在の役職位を解き将来を戒める。複数の役職位が発令されている場合の対象となる役職位は、懲戒委員会の審議に基づき決定する。
- (5) 降格は、始末書を取り現在の資格又は身分より低い資格又は身分に下げて将来を戒める。
- (6) 諭旨解雇は、始末書を取り退職を勧告し依願退職と同じ扱いとする。ただし、退職勧告に応じなかった場合は次号の懲戒解雇とする。諭旨解雇の場合における退職金については2分の1を限度に減額することがある。
- (7) 懲戒解雇は、行政官庁の認定を受けて予告手当を支給せずに解雇し又は行政官庁の

認定を受けずに予告手当を支給して即時解雇する。退職金については支給しない。

(戒告及び減給)

第4条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その程度に応じて戒告又は減給に処する。

- (1) 無断又は虚偽の理由により遅刻、早退及び欠勤をし又は職場を離れたとき。
- (2) 正当な理由なく職制上の長の指示命令に従わなかったとき。
- (3) 就業に関する諸手続で怠慢又は不正の行為をしたとき。
- (4) 職場の安全衛生保持に反する行為をしたとき。
- (5) 素行不良により風紀秩序を乱し又は他人に不快感を与える行為をしたとき。
- (6) 性的な言動によって他人に不快な思いをさせたり、就学・就労環境を悪くしたとき。
- (7) その他前各号に準ずる行為をしたとき。

(出勤停止、解任及び降格)

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その程度に応じて出勤停止、解任又は降格に処する。

- (1) 学校法人福岡大学(以下「本学」という。)の重要な文書及び財産を私的に使用し又は不正に流用したり、紛失又は破損したとき。
- (2) 本学との雇用契約又は労働契約に違反したとき。
- (3) 職務に関して専断の行為をしたとき。
- (4) 他人に嫌がらせ又は威圧的行為をし、苦痛を与えたとき。
- (5) 性的な行為をしようとしたり、性的な言動などによって、学生及び職員の就学・就労に支障を与えたとき。
- (6) 第1条に定める就業規則ほか、本学の諸規程に違反したとき。
- (7) 前条の処分が2回以上であるにもかかわらず、改悛の見込みがないとき。
- (8) 飲酒運転により行政処分を受けたとき。
- (9) その他前各号に準ずる行為をしたとき。

(諭旨解雇及び懲戒解雇)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒解雇に処する。ただし、特に情状酌量すべき事情があるときは諭旨解雇に処することがある。この場合の退職金減額の割合は、懲戒委員会の審議に基づき決定する。

- (1) 本学の名誉を著しく損なったとき。
- (2) 故意又は重大な過失により、本学に損害を与えたとき。
- (3) 他人に暴行、脅迫を加え又は嫌がらせ、威圧的行為により、業務を妨害し又は苦痛、恐怖を与えたとき。

- (4) 職務上の地位を利用して学生及び職員に交際を強要したり、性的な関係を強要したとき。
- (5) 職務に関し、第三者との間に不当な報酬の授受をし又はそれを要求したとき。
- (6) 氏名その他経歴に虚偽があると判明したとき。
- (7) 正当な理由なく又は虚偽の理由により、14日間以上の欠勤をしたとき。
- (8) 飲酒運転中に人を死亡させ若しくは重篤な障害を負わせたとき。
- (9) 罰金刑以上の刑に処せられたとき。(ただし、道路交通法違反、業務上過失傷害罪及び自動車運転過失傷害罪による罰金刑を除く。)
- (10) 許可なく学外の業務に就き又は他に雇用されたとき。(ただし、アルバイト及び一時的講演等を除く。)
- (11) 正当な理由なく、人事発令その他勤務上の命令を拒否したとき。
- (12) 職務上の機密又は本学の不利益となる事項を他に漏らしたとき。
- (13) 前条の処分が2回以上であるにもかかわらず、改悛の見込みがないとき又は前条各号のいずれかに該当しその違反の程度が特に重いとき。
- (14) その他前各号に準ずる行為をしたとき。

(類似的行為)

第7条 懲戒の対象となる行為を他人に教唆、扇動又は幫助したときは、懲戒に処せられる者と同様に処する。

(防止義務違反)

第8条 当該行為を防止すべきであったにもかかわらず、直属の上司がその措置を怠ったときは、懲戒に処せられる者に準じて懲戒に処する。

2 前項の規定にかかわらず、管理・監督上の責任と内容によっては懲戒に処することなく、嚴重注意にとどめることがある。

(弁済)

第9条 職員が懲戒に該当する行為により本学に与えた損害は、その職員が懲戒に処せられても免除されるとは限らない。

(通知)

第10条 学長は、懲戒決定後直ちに当該職員に対して、その所属長を通じて懲戒処分通知書をもって通知する。

(周知)

第11条 懲戒処分は、当該職員の所属部署において周知することとし、周知の方法は所属

長が適切と認める方法による。

(周知方法の決定)

第12条 懲戒処分を本学全体に周知する場合は、「福岡大学学報」に掲載することとし、本学全体に周知するか否かは懲戒委員会の審議に基づき決定する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。